

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	012 京都市
------------------	---------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	10 人 (専任 9 人、兼任 1 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	京都市男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和 56 年 4 月 24 日 根拠: 京都市男女共同参画推進会議規則
長 の 役 職	副市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	京都市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 16 年 4 月 1 日
構 成 員	12 人 (女性 7 人、男性 5 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間 名 称	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月 第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン 改定版			
改定・見直しの予定時期	平成 33 年 3 月 日		ー 未定の場合は○をつけてください。	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である		※いずれか1つに○をつけてください。		
女性活動推進法の推進計画と別に作成	○			

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	京都市男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 15 年 12 月 26 日
	施 行 日	平成 15 年 12 月 26 日
	最 終 改 正 日	平成 25 年 11 月 15 日
	改 正 内 容	「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」の制定に伴う規定整備
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用		1:平成29年4月1日		2:平成29年5月1日		3:その他: 平成29年3月31日	
目標値		平成 32 年度まで 附属機関等のうち 男女いずれの 委員の登用率 % も35%を超える 附属機関等の割 合を65%				平成 年度まで %	
根 拠		第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン 改定版					
目標設定の対象である審議会等の範囲		1 法律又は条例により設置されている附属機関等 2 要綱等により設置されている懇談会等 ※行政機関、各種団体等の間の調整又は協議を目的とするもの及び法律の定めるところにより委員の大部分 を選挙によって選任するものを除く。					
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード	3	審議会等数(243)	うち女性委員を含む審議会等数(243)		
		延総委員等数(4,457)		延女性委員等数(1,479)	女性比率(33.2)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード	3	審議会等数(137)	うち女性委員を含む審議会等数(137)		
		延総委員等数(2,451)		延女性委員等数(873)	女性比率(35.6)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない 審議会等における登用状況(*)		調査時点コード	3	審議会等数(17)	うち女性委員を含む審議会等数(17)		
		延総委員等数(1,056)		延女性委員等数(296)	女性比率(28.0)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における 登用状況		調査時点コード	3	審議会等数(6)	うち女性委員を含む審議会等数(3)		
		延総委員等数(49)		延女性委員等数(8)	女性比率(16.3)		
目標値以外の目標設定		なし					
女性 登用 方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・非公表 ○)		・無 作成予定有			
	人材名簿が有る場合	掲載人数	650 人 (平成 28 年 4 月現在)				
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ・無 ○ 委員の公募 有 ○ ・無 そ の 他 (委員選任に係る事前協議の実施)					

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

(1)-1管理職の在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

～1管理職の在職状況							1:平成29年4月1日			2:その他: 平成 年 月 日			
		管理職総数(※)			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職		次長相当職			課長相当職			
					(人) (C)	うち女性数(D)	女性比率 (E)	(人) (F)	うち女性 数(F)	女性比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性比率
本庁	計	621	62	10.0	159	12	7.5	31	0	0.0	431	50	11.6
	うち一般行政職	346	28	8.1	111	6	5.4	0	0		235	22	9.4
支庁・地方事務所等	計	547	97	17.7	98	21	21.4	14	0	0.0	435	76	17.5
	うち一般行政職	296	57	19.3	83	16	19.3	0	0		213	41	19.2
全体	計	1,168	159	13.6	257	33	12.8	45	0	0.0	866	126	14.5
	うち一般行政職	642	85	13.2	194	22	11.3	0	0		448	63	14.1
再掲	警察関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育委員会	115	9	7.8	21	1	4.8	0	0		94	8	8.5

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人京都市男女共同参画推進協会			基金・基本財産額	50,000	千円
設置年月日	平成 5 年	5 月	24 日	出資者	京都市	

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	☐ 有 ☐ 無	名称等: 京都市男女共同参画市民会議運営懇談会	加盟団体数	9団体	
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	☐ 有 ☐ 無		会 員 数	17人	
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	☐ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ☐ 4. その他 (内容: 市民等による学習意見交流の場として開催している「京都市男女共同参画市民会議(ウイングスフォーラム)」の企画・運営)				

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

1. 担当者連絡会議の開催	
2. 市町村職員研修会の開催	
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 (名 稱 ÷ 交付先 ÷)	
7. その他 (内容 ÷)	

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
☐ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容:)

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	257,454	252,030	平成28年度は明許繰越による2,500千円を含む。
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.04000 %	0.03000 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	5,300	25,000	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。		項目の設定	画の取組に準じた設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○	
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5)	その他(内容:等級格付において男女共同参画の取組を推進している事業者に対して加点している。)	○	

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				○
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬ その他				○

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無		○	○
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他	○	○

- 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度(2、6、7、8、10、12)
- 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰(1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12)
- ※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	輝く女性応援京都会議
2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名 称	京都市男女共同参画データブック
公表周期		2 年	不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 啓発誌の発行 ・ 啓発誌の発行 ・ 啓発誌の発行 ・	啓発誌「男女共同参画通信」の発行 啓発誌「京都市DV相談支援センター通信」の発行 真のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進に関する啓発誌の発行		年2回 年1回 年1回
2. 表彰 ・ 京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰 ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード表彰 ・	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進を通じて男女共同参画社会の発展に特に貢献すると認められる実績があり、その活動等が他の企業等の模範となり推奨できる企業を表彰する。 「仕事と生活の両立」や「地域活動」等の身近なテーマを設定して市民(個人・団体)の取組事例を募集し、応募作品の中からより詳しく市民に紹介したい作品を選定し、表彰する。		毎年12月に表彰式を実施 毎年12月に表彰式を実施
3. 講座 ・ 京都市男女共同参画講座 ・ 女性活躍推進に関するシンポジウム ・ 女性活躍推進に関するセミナー ・	「みんなで考える男女共同参画講座」等の開催 企業等の経営層、人事担当者、管理職のほか、一般女性社員、女子学生等を対象に、女性活躍推進に関するシンポジウムを実施する。 女子大学生や若手女性社員、一般男性・女性社員を対象に、今後のキャリアデザイン等について学べるセミナーを実施する。	約3,000名 240名 各回20名～50名	通年 1回 4回
4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 専門相談 ・ 男性相談 ・ 男性のためのDV電話相談 ・	女性が直面する悩みについての相談事業の実施 法律相談、女性に対する暴力についての相談事業の実施 男性が直面する悩みについての相談事業の実施 男性のためのDVに関する電話相談の実施		通年 通年 通年 通年
5. 情報収集・提供 ・ 資料の収集と提供 ・	男女共同参画に関する情報・資料の収集・提供		
6. 苦情処理 ・ 京都市苦情等処理専門員会議 ・	苦情等について、調査を行い、必要に応じて関係者等に対し、助言・是正の要望等を行う。	委員3名	案件ごとに開催
7. 交流促進 ・ 京都市男女共同参画市民会議(ウィングスフォーラム) ・	男女共同参画に関する市民の意識の向上を図るとともに、討議、学習、相互交流等を行う場として、京都市男女共同参画市民会議(ウィングスフォーラム)を開催する。	240名	12月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 市民活動サポート事業 ・	男女共同参画の推進に関わるNPOやグループの活動に対する助成等を実施する。		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議 ・ ・	府市合同により、配偶者等からの暴力による被害者を支援するため、関係機関の情報交換及び市民向け啓発事業等を実施する。	参加機関32機関 (オブザーバー1機関含む。)	年5回(シンポジウムを含む。)

19 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査
注:市区町村用調査票(調査票4入力用)の設問「12」を回答済みの場合、そのまま転記してください。

※該当する時点の番号に○をつけてください。

3:その他⇒ご記入ください【その他: #####

議 会 名	京都市会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。 「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	1	
	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。		
	3.その他		
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	2		
育児	2		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他 (具体的に事由を記載してください)			
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名	京都市会会議規則第2条		
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。 (欠席の届出)			
第2条 議員は、病気、出産その他の事由により会議に出席することができないときは、その理由を付して、議長に届け出なければならない。			

政令指定都市名

012 京都市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

平成29年5月1日現在

その他:平成29年3月31日現在

○

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。

また、新たに追加された審議会等がある場合には、23以下の空白行に記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	51	3	5.9	
	市町村防災会議(委員のみ)	50	3	6.0	
	2 民生委員推薦会	14	4	28.6	
	3 国民健康保険運営協議会	20	6	30.0	
	4 地方社会福祉審議会	49	18	36.7	
	5 土地利用審査会	6	3	50.0	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	33	17	51.5	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
	10 土地区画整理審議会	68	6	8.8	
	11 建築審査会	7	3	42.9	
	12 開発審査会	7	4	57.1	
	13 介護認定審査会	560	165	29.5	
	14 精神医療審査会	16	5	31.3	
	15 市町村国民保護協議会	43	1	2.3	
	16 地方独立行政法人評価委員会	15	4	26.7	
	17 感染症診査協議会	20	5	25.0	
	18 市町村都市計画審議会	28	8	28.6	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	113	41	36.3	
×	21 児童福祉審議会				
	22 行政不服審査会	6	3	50.0	
	23				
	24				
	25				
	26				
合 計		1,056	296	28.0	
女性委員0の審議会数		0			

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	2	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	21	4	19.0	
6	固定資産評価審査委員会	12	2	16.7	
合 計		49	8	16.3	
女性委員0の委員会数		3			